

年代比定の意義と方法

荒田邦子
(本館資料調査編集員)

一 はじめに

「鹿児島県史料 玉里島津家史料」は、平成十二年度刊行予定の十巻と、その後一巻にわたる『南部弥八郎報告書』を中心とした補遺編で刊行を終了することになる。

第九巻はすでに刊行され、第十巻についても一応の編集を終えているが、その中で文書番号二八四六号から三一一七号（第九巻収載）、追加文書一五六号から一七七号（第十巻収載）の合計二九九点が玉里島津家作成の目録で年代不明とされていた。内二八四六号から二九三一号の九点は明治との比定はあるが、年代の比定はされていない。

小稿は、これら年代不明文書のいくつかについての比定を試みるものである。

二 年代比定の意義

今回、玉里島津家史料の年代比定を行なう際、筆者が行なった方法についていくつかの例をここで紹介する。

編集にとりかかった当初は、年代不明としてまとめているものについ

ては比定することが非常に困難であるか、あるいはまったく不可能な文書類であると思われた。

しかし、実際には比定可能な文書にはキーワードとなる人物や事柄が記されており、それを手がかりに資料から資料へと繋げていくと年代比定が可能となつていったものもいくらかあった。

『玉里島津家史料』は書簡史料が多くをしめるが、その内容は多方面にわたっており、幕末維新期における研究上貴重なものが多い。それらのほとんどは、これまでの関係資料には紹介されていないと思われる。刊行当初からこの史料刊行に携わってきたもののひとりとして、また内容の軽重に関わらず歴史を多方面から考えるためにも、これらの年代を明らかにすることには意義があると考えている。

三 方法論

ある。

①②について、まず「十二月十七日」に書かれた書簡であること、差出人が「岩倉具視」であることが共通していることに気がつく。

①が収められている二八五三号文書は、岩倉具視から大久保利通へ送られた書簡のうち月日のみの記載で、年代が確定できないものが他に三通あり、合わせて四通がひとつの文書番号にまとめられている。
今朝烈風如何と懸念、別紙伊藤迄差遣候所、未た出勤無之趣如何御考ニ哉、史官ニ而も老人伺ニし而出張申聞候而ハ如何哉、御内談申入候、

早々以上、

十二月十七日

具視

大久保様

これらの条件から①②を一組であることを前提として、比定を進めていくことができると思う。

②二八五四号 岩倉具視ヨリ伊藤博文へ（行幸御渡海懸念二付）

（端裏書）「先時御一覽被下候様申入候、伊藤江之書状」

八時汽車二而

行幸之所、九時比ヨリ烈風至リシ、御渡海御見合相成不申哉、如何令懸念此計リ之事ニハ彼海御渡航無子細哉、不案内ニ付島渡御尋申候、早々以上、

十二月十七日

具視

伊藤殿

（日本史籍協会）同年月日の記事をみてみると、「皇后と俱に横須賀造船所に幸す、午前七時二十分御出門、新橋停車場より汽車に乗御、九時横浜に着後し……」とあり、「八時汽車ニテ行幸之処、」という本文とは

多少時間のずれはあるものの何時間にも及ぶものではないことから、当文書と同じ日の記事と考えることが可能となる。

よつて、①②の文書は明治六年（一八七三）の比定が可能であろう。

③ 二八五七号 岩代国信夫郡山口村「信夫毛地摺石人影」略記

（表紙）「信夫毛地摺石人影略記」

信夫毛地摺石人影記

岩代国信夫郡山口村ニ在ル所ノ信夫毛地摺石ハ、嘗テ池中ニ埋没スルヲ以テ、本年五月廿日之ヲ掘起シ、諸書ニ徵シテ之ヲ帛布ニ掲シ、並セテ其記ヲ作ル、其事由ハ載テ彼ノ記ニ在リ、

（後略）

岩代国信夫郡とは、現在の福島県福島市であり、文書中に「毛地摺石」とあるのは現在福島市山口、安洞院境外文字摺觀音堂境内にある「信夫文知（地）摺石」のことである。古くより歌にも詠まれた遺跡である。当時の信夫郡長・柴山景綱が明治十八（一八八五）年に発掘したことがわかっている（「角川地名辞典 福島県」）。

よつて、「本年」とは明治十八（一八八五）年であると確定できる。

まず最初の一書きから順に、ある程度の期間に絞り込んでいった。

「遊女」については明治五（一八七二）年に起ったマリア・リルス号事件がきっかけとなり、「芸娼妓開放令」が明治五年十月二日に発布され

④ 二八六一號 大久保一翁ヨリ上申書（羅卒ノ件。諸会社取締ノ件等）

遊女儀別紙之通、頃日正院上意候処、幸警保川路氏も其場極至候方と同見込ニ付、可成早々御下知希度候、

但、書中隱売は定場之者よりも可為申立と之事等ハ、文明家ニハ、

異論も可出哉ニハ候得共、取締ハ早々付自然咎人ハ不増可然存候、

一番人羅卒当今之体は全司法省注文ニ出候処、川路氏ハ甚不満為申候、尤下々ニ而も始より難渋ハ申居候、乍去支急ニ変候も篤と御考之方と存候ニ付、府ヨリ差向不申上心得候、

但、弥変候方ニ候ハ、下方衆論承候後ニ致度存候、

（中略）

公園上野之所、榎本六兵衛大六願出候ニ付、幸と存大藏省江只書差出候、同人引請候ハ、上野一ヶ所差向可出来、總而官人世話よりハ引受人為談候方可遂と存候、

右御心得置相願候、尚拝眉之節委曲可申上存候候、

廿四日

この文書には年月とも記載がなく、「廿四日」であることしかわからぬ。

た（「国史大辞典」遊女 マリア＝ルス号事件）ので、遊女に関する「取締」は明治五年十月二日以降と考へることができるだろう。また、「警保川路氏」（川路利良）は明治五年に羅卒総長となり、次いで警保助大警視に任せられ、明治七（一八七四）年東京警視庁が置かれて大警視となる（「明治維新人名辞典」）。

「羅卒」とは明治初期の警察官の呼称であるが、明治四（一八七一）年十月に東京府下取締として設置されたのが最初である。その後、明治七年一月に警察が内務省所管となり巡査と改称された（「国史大辞典」）。よつて、この時点での文書は明治五年十月から明治七年の間に絞られる。

さらに、最後の「公園上野之所、榎本六兵衛大願出候」とあるのは、病院用地にあてる予定だった寛永寺跡地をオランダ人医学校教授ボーデワンの提言により西洋式公園化をすすめることとなり、明治六（一八七三）年一月の万人偕楽の場所を公園と定める旨の太政官法布告をうけ、東京府は同年四月に浅草寺（浅草）、増上寺（芝）、富岡八幡宮（深川）、飛鳥山と共に日本最初の公園に指定した（「国史大辞典」上野公園）。

そこから、この文書は月の確定はできないが、年代は明治六（一八七三）年と確定することが可能である。

廿三日夜之事件ニ付、長崎県貫属岡田捨一郎と申すもの甚怪敷、百方探索中ニ御座候、然るに右之者は小弟も存居候ものニ御座候處、先生ニも是迄御入魂トカ申唱候由、若哉御存知之ものニ無之哉、此段不取敢相伺候也、

十一月廿六日

尚々、捨一郎を御存知ニ候得は、平素参り向等御聞及も候ハ、御申越相願候也、

大久保利通は明治二（一八六九）年七月から、また佐々木高行が同二（一八七〇）年二月から四（一八七一）年六月まで参議を勤めている。

その間、「（十一月）廿三日夜之事件」にあたる事件といえど、明治三（一八七〇）年の東京神田鍋町における英人教師に対する傷害事件であろう。

このころ、差出人の佐々木高行は大久保と同じく参議として出仕している。また、この事件に際して「刑部省へ立越シ、探索ノ手配等相談ス、夜中モ处处ヨリ探索出シ候ニ付、再出省、深更迄相詰メタリ、」（「保古飛呂比 佐々木高行日記」）というように英人を襲った賊の探索にあたっている。佐々木は明治元年、鳥羽伏見の戦いの際には長崎奉行所を占領し市中の治安維持につとめた際の経験から、長崎県貫属岡田捨一郎の名が挙がつたのであろうか。

よつて、同文書は明治三（一八七〇）年十一月二十三日の事件に関する文書と確定して間違ひなかろう。

⑤ 一八八九号 佐々木高行ヨリ大久保参議へ（長崎県人岡田捨一郎ノ件）

⑥ 一八九八号 忠義公御書翰 宛名不明（彈正伺書へノ付箋其他）

彈正伺書二付紙致返却候、彈官出仕候ハ、御渡之上、猶亦再議も有之候ハ、可承候、別ニ所存ハ無之候事、昨日申入候鍋島蝦夷開拓掛之義被仰付候事、議定江申入被取計候様有之度事、

但、今少シ調相整ノ上之方可然候ハ、御見合之事、

この書簡は島津忠義のものであるが、宛名は不明である。

キーワードとしては「鍋島蝦夷開拓掛」がある。「明治重職補任」によると、鍋島直正は明治二年（一八六九）六月四日から同年七月十三日まで蝦夷開拓督務、同年七月十三日から八月十六日まで開拓長官を務めている。よつて、年代は明治二年（一八六九）と比定することができる。

『玉里島津家史料』は原本なので、島津家史料編輯所において『国事

鞅掌史料』等を編纂する際、玉里島津家から借り出して返却時に取り紛れてしまつたのではないかと考えることができる。

さて年代比定については、『玉里島津家史料』第四巻、『忠義公史料』共に慶応元（一八六五）年としており問題はないのだが、『忠義公史料』は月日が「十二月六日」となっている。これは『忠義公史料』編纂時の筆写の間違いで、正確には「十二月廿六日」である。

そういうた編纂史料の正誤確認にも一次史料である『玉里島津家史料』は重要な役割を担う史料であるといえる。

（端裏書）「御側」

⑦ 二九三六号 磯永孫四郎ヨリ御側役へ（異船攝海ヨリ退帆云々）

別啓、私事別段 御伺も不申上置候得共、先般攝海江異船致渡來、不容易御場合ニ付、早々被遊
御上京

天氣御伺之御用意迄も相成居候得共、速ニ致退帆候間、此節被差出御伺被成候筋を以被仰上、可然申談、既ニ今日相勤苦ニ御座候、尤諸藩も追々

罷下候由ニ御座候間、此段達
尊聴候儀共宜敷御頼申上候、以上、

この文書については、刊行本掲載時に注記したが『玉里島津家史料』第四巻一四四八号「京都桂右衛門ヨリ側役島津求馬等へ（長州再征之議と薩藩の態度）」の別啓である。さらにこれらは『忠義公史料』第三巻七二三号「桂右衛門ヨリ島津求馬伊集院左中へ書翰（長崎及ヒ京撰ノ事情）」と同文である。つまり、二九三六号の「磯永孫四郎ヨリ御側役へ」との文書題は誤りであり、本来は一四四八号文書に含まれるものである。

なぜ、このような相違が起こったのか。

⑧ 二九四六号 岩倉卿ヨリ大久保利通へ（芝離宮招待ノ件）

来翰令披見候、來ル十六日芝離宮ニ於而、有栖川宮始メ將校招請案内之義ニ付御心添添存候、今日朝之中可差出存候處、少々差支今夕迄ニ差出候事ニ治定候、明日も休暇之事故、旁不都合と存候得共不得止前文之通りニ候、最十六日午後四時と及案内ニ候、且スワフレーヴ矢張夕食ニ致し候、是も御心得迄ニ申入置候、早々以上、

十一月十三日

具視

大久保殿

「芝離宮」とは旧小田原藩主大久保家の別邸で、維新後「芝離宮」となつた。

キーワードの「有栖川宮」から「熾仁親王日記」（日本史籍協会）を順に見ていくと、明治十（一八七七）年十一月十六日の記述に「「一午後四時二十五分発車、兩大臣ヨリ招請ニ付、芝離宮江行向、夕餐饗應アリ」とある。兩大臣とは岩倉具視、大久保利通のことであろう。また、「西南帰陣海陸武官、戰地出張之文官總計百四拾名余」が出席しており、この文書は明治十（一八七七）年のものであることが確定できる。

第二奇兵隊軍監
世良周藏

御楯隊教導

徳元秀平

この文書については、月日の比定は当然不可能であるが、年代比定の絞り込みは可能である。

当時の長州藩には奇兵隊を始めとする多くの軍隊が組織されていたが、本文書の御楯隊は元治元（一八六四）年、第二奇兵隊（または南奇兵隊）は慶応元（一八六五）年正月下旬に編成された。世良周（修）蔵が軍監を勤めたのは慶応元年であり、慶応二（一八六六）年にはすでに林友幸が軍監についている。

「奇兵隊日誌」では九月二十三日に「第二奇兵隊軍監木谷（世良）周藏來陣之事」と記されているが、その後いつ軍監が林友幸になつたのかは確認できなかつた。また、慶応元年の赤根武人奇兵隊脱走に関する「防長回天史」の記事中には「（慶応元年十一月）赤根は周防熊毛郡阿月村に至り浦氏の臣秋良敦之助芥川十右衛門木谷修藏等に面会し修藏等後ち各々罰を蒙る尋て故郷柱島に帰りて潜伏す事漏る第二奇兵隊軍監林半七命を承け往て之れを搜索す得ず」とあり、この記述を見るかぎりでは慶応元年十一月には林が軍監についているように読むことができる。この文書の年代は慶応元（一八六五）年で間違はないと思われる。

以上、一部ではあるが『玉里島津家史料』年代不明文書の推定年代と比定方法について紹介してきた。

筆者は、もつとも一般的な方法として「明治幕末維新人名辞典」（吉川弘文館）、あるいは「国史大辞典」（同）をひき、対象人物の生存年代、経歴、または事柄についての確認をし、それらの参考文献を調べ、そこで紹介している資料を順にひいていった。

さらに月日から「明治天皇紀」などを調べ、そこに記載されている関係史料間の相互性を確認し確定していく。

その方法自体は実に単純なものであるが、幕末維新期という範囲からキーワードを元に順に絞り込んでいくことで、意外と資料を読み込んでいくことが必要となる場合もあった。

△人物註▽

岩倉具視	文政八年—明治一六年	堂上公家（羽林家）
大久保利通	天保元年—明治一〇年	薩摩藩士、政治家
伊藤博文	天保一二年—明治四二年	政治家
柴山景綱	天保六年—明治四年	薩摩藩士
大久保一翁	文化一四年—明治二一年	幕臣（若年寄）、元老院議官
川路利良	天保五年—明治二二年	薩摩藩士、大警視
佐々木高行	天保元年—明治四三年	土佐藩士
島津忠義	天保一一年—明治三〇年	薩摩藩主
鍋島直正	文化一一年—明治四年	佐賀藩主
桂久武	天保元年—明治一〇年	薩摩藩家老
燐仁親王	天保六年—明治一八年	皇族
世良修藏	天保六年—明治元年	萩藩浦野貟陪臣、奥羽鎮撫使下參謀
林友幸	天保九年—慶応二年	萩藩浦野貟元襄の臣、奇兵隊總督
赤根武人	天保九年—明治四〇年	萩藩無給通士

とつてどのような存在であったかは三千点以上にのぼる『玉里島津家史料』を一目していただければよくわかることと思う。

刊行も残すところ第十巻のみとなり、今後『玉里島津家史料』の史料評価もされることと思うが、『鹿児島県史料』として先行刊行されたいずれの史料と比較しても十分に価値あるものであろう。同時に久光自身の評価もあらためてなされることを期待したい。

△参考資料▽

- 「明治維新人名辞典」（吉川弘文館）
「国史大辞典」（吉川弘文館）
「明治天皇紀」（日本史籍協会）
「明治天皇行幸年表」（日本史籍協会）
「角川地名辞典」（角川書店）
「保吉飛呂比 佐々木高行日記」（東京大学史料編纂所）
「明治重職補任」
「鹿児島県史料 忠義公史料」（鹿児島県）
「熾仁親王日記」（日本史籍協会）
「奇兵隊日誌」（日本史籍協会）
「防長回天史」